

学校法人盛岡大学
盛岡大学短期大学部
機関別評価結果

令和6年3月8日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

盛岡大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 盛岡大学
理事長	山添 勝寛
学 長	高橋 俊和
A L O	岸 千夏
開設年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
所在地	岩手県滝沢市砂込 808 番地

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		120
	合計	120

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

盛岡大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年7月7日付で盛岡大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、キリスト教精神に由来する「愛と奉仕」であり、短期大学の教育理念・理想として、学則に定められ、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表されている。地域貢献に取り組むための窓口として「盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター」を設置し、公開講座等の実施や地方自治体と連携協定を締結し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に携わるなど、地域・社会に貢献している。

教育目的は建学の精神に基づき学則に定められ、短期大学ガイドブックやウェブサイト等で学内外に公表している。学習成果を卒業認定・学位授与の方針において示し、学生便覧やウェブサイト等で公表している。

三つの方針は、一体的に策定され、短期大学ガイドブックやウェブサイト等で学内外に公表している。

規程に基づき自己評価委員会が設置され、自己点検・評価活動の取りまとめを行い、定期的に自己点検・評価報告書を作成し、短期大学の改革・改善につなげている。

学習成果を焦点とする査定の手法を有し、また、学習の自己評価システムを導入し、教育の質保証のためのアセスメントに活用している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果の項目に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に沿って教育課程を体系的に編成している。

教育課程には教養教育科目が設置され、専門教育科目への導入となるように編成され、職業教育の実施については、専門職への動機づけ、就職につなげるサポート等を積極的に行うことで成果をもたらしている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針で示された諸能力に対応しており、入学者選抜要項等に明示されている。

学習成果の獲得状況をGPA分布、「ディプロマ・ポリシー達成度評価」等による量的・質的データを用いて測定する仕組みを有しており、学習成果の評価は、ウェブサイト等で適宜公表している。

教員はシラバスに示した方法・基準で成績評価を行い、自己評価システム「アセスメン

ター」に学生が入力した内容を参照することで、学習成果の獲得状況の把握を行っている。事務職員は、各部署の職務を通して教員と情報共有を行って学生に接しており、学習成果を認識して教員・学生に対するサポートを行うことで学習成果の獲得に貢献している。

学生の生活支援は学生委員会が、就職支援は就職対策委員会が中心となり対応している。

教員組織は、教育目標並びに教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。ただし、評価の過程で、教員組織について専任教員数の不足という早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。専任教員は、学会等に所属し研究活動を行い、FD 活動や学生による授業アンケートを活用し、授業や教育方法の改善に努めている。各部署に所属する事務職員は、連携しながら教育研究活動等に関する業務にあたっており、SD 研修会等に参加し能力向上に努めている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、施設設備、その他の物的資源が整備・活用されている。図書館は、蔵書数や施設設備等が十分に整備されている。固定資産に関する管理規程等、必要な規程が整備され、施設設備等が適切に管理されている。防災対策及び防犯対策を適切に実施している。併設大学との共通機関である「盛岡大学情報システムセンター」がネットワークや情報システム等の整備及び運用管理等を行うほか、インターネット環境及びコンピュータ室を整備している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は学校法人の運営全般に、リーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為の規定に従い理事会を招集し議長を務め、理事会が学校法人の意思決定機関として適切な運営ができるよう努めている。

学長は、教授会の意見を参酌して学長としての最終的な判断を行っており、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について理事会及び評議員会に出席し、適宜監査している。評議員会は、寄附行為にのっとり、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員 の諮問機関として適切に運営している。

教育情報及び財務を含む学校法人の情報については、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づきウェブサイトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域貢献に取り組むための窓口として「盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター」を設置し、人的・物的資源を活用して個性豊かな地域社会の形成を支援するとともに、地域の課題解決を図り、地域の発達を支援するために様々な地域連携事業を推進している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学習上の悩みを抱えている学生に対してウェルネスセンターや学生相談室と連携した相談体制を整えている。ウェルネスセンターでは、特別支援コーディネーターが常駐し、医師、看護師、管理栄養士、カウンセラーと連携するなど、健康管理やメンタルヘルス面での支援が充実している。
- 障がい者の受入れについては、スロープや多目的トイレの整備、気分が優れずに休憩が必要な場合等のための「リソースルーム」の設置等を行い、障がいの種別や特性に応じた支援体制を整えている。特に「リソースルーム」の設置は優れた取組みと考えられる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 防災対策について、規程やマニュアル等の整備はもとより点検、訓練等を適切に実施しており、学生のいる平日授業時間に火災避難訓練と地震避難訓練を別々に定期的に実施している。防犯対策については、防犯カメラの設置及び警備員による巡回を行っている。また、警備員が平日夜間と休日に常駐して、安全確保に努めている。

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 学校法人全体の情報セキュリティ等を束ね、情報利活用に関する設備の点検や保守管理、更新等についても迅速に行える体制を構築するために「情報管理室」を設置し、学校法人全体のセキュリティ施策や電子情報の処理について効率的に運用するよう努めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動等の更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部において、評価方法が不明確である科目、出席による加点・減点を含めている科目など、シラバスの記載に不備が散見されるため、記載内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 評価の過程で、令和 5 年 5 月 1 日現在において、短期大学設置基準に定められている専任教員数が 2 人不足しているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、キリスト教精神に由来する「愛と奉仕」であり、学生便覧やウェブサイト等で示し内外に表明している。公開講座は、「盛岡大学・盛岡大学短期大学部地域連携センター」が窓口となり、地域に向けて開講している。また、地方自治体等と連携協定を締結し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に携わるなど、地域・社会貢献活動を行っている。

幼児教育科の教育目的は、建学の精神に基づき学則に定められ、短期大学ガイドブックやウェブサイト等で学内外に公表されている。

学習成果は、卒業認定、学位授与の方針に掲げる諸能力と位置付け、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。

三つの方針は、関連付けて一体的に定められており、その策定については、自己評価専門委員会が中心となり組織的議論を重ね、教授会の審議を経て行われている。三つの方針は、短期大学ガイドブックやウェブサイト等で学内外に公表されている。

自己点検・評価に関する規程が整備され、自己点検・評価に関する組織として、自己評価委員会、教育改革推進室を設置し、教育の質保証を中心とした中・長期目標に関する検討や自己点検・評価活動の取りまとめを行っている。自己点検・評価活動に関する事項は委員会や教授会において教職員全員で課題の共有を図り、定期的に自己点検・評価報告書を作成し、改革・改善につなげている。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法として、GPA 分布、「ディプロマ・ポリシー達成度評価」等の手法を有しており、これらの手法は学科会議、教務委員会、教授会等で定期的に点検されている。また、教育の向上・充実のために、学習の自己評価システム「アセスメンター」を令和3年度より導入し、教育の質保証のためのアセスメントに活用している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、自己評価委員会や教授会等が定期的に点検し、PDCA サイクルを活用していることから、社会的・国際的に通用するものである。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、卒業認定・学位授与の方針で示された諸能力に対応した授業科目を編成している。しかしながら、シラバスの一部において、評価方法が不明確である科目、出席による加点・減点を含めている科目など、シラバスの記載に不備が散見されるため、記載内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。

教育課程には教養教育科目が設定され、これらの教養教育科目は、専門教育科目への導入的な位置付けとなるように編成されており、教養教育と専門教育との関連は明確である。職業教育の実施については、「総合特別講座」で専門職への動機づけを高め、「就職支援講座」で就職につなげるサポートを行い、資格取得支援を積極的に行っている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針で示された諸能力に対応しており、入学者選抜要項等に明示されている。入学者選抜の方法は入学者受入れの方針に対応し、各選考基準に基づき、公正かつ適正に実施されている。

卒業認定・学位授与の方針で示された諸能力（学習成果）は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率等を活用して測定しており、測定データに基づく学習成果の評価は、ウェブサイト等で公表しているが、抽象的な表現となっており、より具体的な表現とすることが望まれる。

卒業生の進路先からの評価は、専任教員が実習巡回指導の際に、各施設長等から卒業生に対する評価や現況の聴取や学生の就職先を対象にアンケート調査を行うなど、積極的に取り組んでいる。ただし、アンケートの質問項目は、今後具体的な学習成果と結びつけることが望ましい。

教員はシラバスに示した方法・基準で成績評価を行い、自己評価システム「アセスメント」に学生が入力した内容を参照することで、学習成果の獲得状況の把握を行っている。また、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。事務職員は、各部署の職務を通して教員と情報共有を行って学生に接しており、学習成果を認識して教員・学生に対するサポートを行うことで学習成果の獲得に貢献している。

学習成果の獲得に向けて、入学前学習から日常の学習に至るまで、様々な学生の実態に即応した体制が整えられている。

学生の生活支援は、学生委員会が中心となり、学生の組織である「学友会」への支援等様々な生活支援を組織的に行っている。

就職支援は、就職対策委員会が中心となり、個別面談指導、履歴書添削、模擬面接等の支援を行っている。

進学支援は、併設大学への編入学制度を設けるとともに、全進学希望者を対象とする「編入特別講座」を設け、専任教員が指導を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育目標並びに教育課程編成・実施の方針に基づき編成されているが、令和5年5月1日現在において、短期大学設置基準に定められている短期大学全体の専任教員数が2人不足していた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。専任教員の採用・昇任等の手続きは規程に基づき実施されている。専任教員は、

学科の教育研究活動に関連する学会等に所属し、外部研究資金の獲得、独自の研究助成費を活用して研究活動を行っている。年3回のFD研修会や、前後期ごとの学生による授業アンケートを活用し、授業や教育方法の改善に努めている。

学校法人本部のもとに事務局を設置し、各部、センター等を配置しており、各部署に所属する事務職員が連携しながら短期大学の教育研究活動等に関する業務にあたっている。年3回のSD研修会や外部研修等参加し、能力向上に努めている。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、就業規則等は印刷物及び学内ポータルサイトにおいていつでも閲覧を可能としている。教職員の心身面について、ストレスチェックをはじめウェルネスセンターによる健康管理を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。多様な学習形態に対応した教室や、保育室仕様の演習室「さんさんルーム」、可動式ステージが設置された「アクティブホール」等が整備されている。図書館は、蔵書数や施設設備等が整備されている。

固定資産に関する管理規程等必要な規程が整備され、施設設備等が適切に管理されている。防災対策は、規程等の整備、及び点検、訓練等を適切に実施している。防犯対策として防犯カメラを設置し、警備員が校内を巡回している。コンピュータシステムのセキュリティ対策も適切に実施している。

併設大学との共通機関である「盛岡大学情報システムセンター」が、ネットワークや情報システム等の整備及び運用管理等を行っている。学内LANによるインターネット環境を整備し、学校法人全体のセキュリティ施策や電子情報の処理を進め、PC&LL教室及びコンピュータ室を整備している。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の運営全般に、リーダーシップを発揮している。

理事長は、寄附行為の規定に従い理事会を招集し議長を務め、理事会が学校法人の意思決定機関として適切な運営ができるよう努めている。理事会の業務決定や執行が適切・円滑に進むよう、重要案件に関する協議機関としての「案件審査会議」での事前協議や、毎週三者（理事長、学長、常務理事）で協議を行っている。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌して学長としての最終的な判断を行っている。学長は建学の精神にのっとりた教育研究を推進しているほか、校務をつかさどるなど、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について理事会及び評議員会に出席し、適宜監査をしている。監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。評議員会は、寄附行為にのっとり、理事の定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

教育情報については、学校教育法施行規則の規定に基づいてウェブサイト適切に公表している。学校法人の情報については、私立学校法の規定に基づいて財産目録、貸借対照

表、収支計算書、事業報告書、役員名簿及び監事による監査報告書をウェブサイトで公表・公開し、公共性・適正性・透明性の確保に努め、ステークホルダーへの説明責任を果たしている。